

第5回植物防疫検討会 議事概要

日時： 令和6年2月 20 日(火)15:00～16:40

場所： 農林水産省消費・安全局第1会議室

出席者：【委員】有江委員(座長)、君島委員、天野委員、大藤委員(事前に書面で質疑応答を行った。)、杉山委員(事前に書面で質疑応答を行った。)

【専門委員】平江専門委員、藤川専門委員

【事務局(農林水産省)】

消費・安全局 植物防疫課

尾室課長、羽石防疫対策室長、神前課長補佐、後藤課長補佐、中園課長補佐、津野専門官

植物防疫所

佐藤統括、松浦統括、樋渡統括(web)、池谷次席、高橋次席、天野次席

【一般傍聴(Web)】 約 45 名

議題：1. 「検疫有害動植物及び輸入植物検疫措置の見直しについて」

- ・既存の検疫有害動植物の対象植物又は対象地域の追加・削除等
- ・非検疫有害動植物の指定

2. 「国内における移動規制の範囲の見直しについて」

- ・鹿児島県の徳之島におけるカンキツグリーニング病菌の根絶
- ・鹿児島県の宝島におけるイモゾウムシの発生

農林水産省消費・安全局植物防疫課尾室課長から冒頭あいさつの後、事務局から議題1及び議題2について資料に沿って説明。

各専門委員及び委員からの発言要旨は以下のとおり。

議題1. 検疫有害動植物及び輸入植物検疫措置の見直しについて

(平江専門委員)

- 国外の発生情報や宿主植物の情報に基づいており、本議題の見直しの内容は妥当であるとする。

(藤川専門委員)

- 本議題の見直しの内容は妥当であるとする。
- 資料の地図で示された病害虫の規制の対象地域は、EPPO (European and Mediterranean Plant Protection Organization) や CABI (Center for Agriculture and Biosciences International) に記載されている発生地域と異なっている場合があるが、どのような理由による違いなのか。
- 資料 31 ページの *Guignardia citricarpa* は対象地域からニュージーランドが削除されるとのことだが、ニュージーランドで発生している近縁の別種 (*Guignardia mangiferae*) は

日本の検疫対象なのか。

(事務局)

- EPPO や CABI では発生地域としつつもその詳細は不明としている場合がある。このため、EPPO や CABI が発生地域とした根拠文献を確認し、発生状況や同定方法などを確認した上で規制の対象地域とするかどうかを判断している。
- *Guignardia mangiferae* は、現在のところ、病害虫リスク分析(PRA)が未了のため、暫定検疫有害動植物である。

(君島委員)

- 見直しの内容は妥当と考える。
- 資料 10 ページの非検疫有害動植物の追加について、レースが知られている菌類があるが、種で規定するのか。
- 資料 39 ページの *Potato spindle tuber viroid* は、種子伝搬が確認された植物について、新たに栽植用種子を対象に追加したとのことだが、すべての宿主植物について種子を対象にしているわけではないとの認識でよいのか。

(事務局)

- 例として、*Fusarium oxysporum* f.sp. *lycopersici*(トマト萎ちょう病菌)は3レースが知られているが、日本ではすべてのレースが発生している。レースの情報も踏まえて、非検疫有害動植物に追加するかどうかの検討を行っている。
- ご認識のとおり、種子伝搬が確認された宿主植物のみ、栽植用種子を対象に規制している。

(有江座長)

- 資料 10 ページの非検疫有害動植物の追加について、*Fusarium* 属は *Fusarium oxysporum* f.sp. *lycopersici*(トマト萎ちょう病菌)のほか、*Fusarium oxysporum* f.sp. *conglutinans*(キャベツ萎黄病)などたくさんの分化型があるが、トマト萎ちょう病菌等を対象に見直しを行った理由はあるか。また、新たなレースが発生した場合、どのように対応するのか。
- リスクがないものを非検疫有害動植物として指定するのではなく、リスクのある有害動植物を検疫有害動植物として指定する方法が良いのではないか。そもそも、日本の検疫有害動植物の規定の方法がそのようになっているということだとは思いが。

(事務局)

- 今回の見直しでは、主に輸入検査で検出されている病菌について優先的に見直しの検討を行ったところ。新たなレースが発生した場合、病原性の違い、検出方法等の技術的な部分も含めて専門家に相談し、改めて検疫有害動植物に指定すべきかどうかを検討することとなる。
- 現在の日本の制度上、検疫の対象としている有害動植物から除く形で非検疫有害動植物を定めているため、非検疫有害動植物として指定する必要がある。

(事務局)

- 先程事務局から説明があったとおり、杉山委員より、資料 19 ページの火傷病菌について、日本国内に侵入すると非常に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、引き続き徹底した対応をしていただきたいとの意見があり、当省としても、本細菌の侵入の防止に万全を期してまいりたい旨回答している。

【議題1. まとめ】

(有江座長)

本日の委員・専門委員からの意見では大きな修正を要するものはなかったため、本議題については現案の方向で進めていただきたい。

議題2. 国内における移動規制の範囲の見直しについて

(有江座長)

- 徳之島にはまだミカンキジラミはいるのか。いるのであれば、規制の対象になるのか。

(事務局)

- ミカンキジラミはまだいると考えられるが、徳之島で宿主植物を調査したところ、カンキツグリーニング(CG)病菌は確認されていない。奄美大島と同様に CG 病菌が発生していない地域のミカンキジラミは規制の対象にならない。

(有江座長)

- 生息はしているが、バクテリアを持っていないという理解でいいか。

(事務局)

- 然り。

(有江座長)

- 宝島にイモゾウムシが侵入した原因はわかっているのか。

(事務局)

- 原因の特定には至っていないが、宝島への交通手段がフェリーのみということと、イモゾウムシが歩行のみで移動することを踏まえると、発生地域からのフェリーを介した寄主植物の持ち込みや、車等に付着しての侵入が考えられる。

(有江座長)

- 今後、宝島からフェリーを介して他の島へイモゾウムシがまん延することもあると考えられるが、そこには注意を払っているのか。

(事務局)

- フェリーが寄港するトカラ列島の有人7島では民間の方に委嘱して植物検疫補助員として配置し、寄主植物の移動に関する取締りを行っている。フェリーにも同補助員を配置し、同様の取締りを行っている。

(君島委員)

- 今回の措置は、専門家の判断等により裏付けされており、然るべき措置だと考える。
- 今後、徳之島に CG の発生地域からカンキツの苗などが持ち込まれると再発生するリスクがあるため、県と協力して、島外から徳之島への持ち込みを防止する取組を行い、島民を含めて意識を高め、今の状態を維持して欲しい。

(藤川専門委員)

- 自治体と協力することは非常に大事だと考えている。今回の根絶は国、県、町で長年に渡り協力した成果である。
- 特に CG 病は世界でも根絶事例が国単位では無いので、日本が世界に根絶の道筋を示しているのは大きな成果であり、海外にもアピールできる。
- 今後の対応の中で説明のあった、広報強化週間のイベントでのアピールというのは非常に大事。今回の根絶は行政が頑張っただけではなく、住民の方々が苗を持ち出さないなど適切な行動を続けた結果である。
- 広報強化週間のイベントで、このようにすれば徳之島で根絶できたということをアピールし、それを続けていくことで、与論島、沖永良部島についても徳之島に続いていける。広報強化週間をアピールの場にしてほしい。

【議題2. まとめ】

(有江座長)

今回提案された案に対して修正はなく、この方針で進めて欲しい。島民など、現場の方が見て理解して協力できるような資料が必要。引き続きよろしくお願いしたい。